



令和7年11月28日

【照会先】

大分労働局 労働基準部

健康安全課長 金田 博幸

課長補佐 原田 英一

電話 097-536-3213

報道関係者 各位

熱中症による労働災害の発生状況（速報）を公表

～死亡者は3年ぶりにゼロ、死傷者は4年連続で増加！～

大分労働局（局長 秋山 雅紀）は、令和7年に大分県内で熱中症により発生した労働災害状況（10月末速報値）を取りまとめましたので公表します。

なお、確定値の公表は、令和8年4月中旬以降の予定です。

令和7年の大分県内における熱中症による労働災害の発生状況の概要（不休を含む。）：資料1

- 1 令和7年の熱中症で治療を受けた労働者は（令和7年10月31日現在把握分）212人で、前年から32人増加した。そのうち、休業4日以上の熱中症による労働災害は24人で、7人増加した。（資料1：表1）
- 2 死亡者は発生しておらず、3年ぶりにゼロの見込みとなった。（資料1：表1）
- 3 業種別では建設業71人（33.5%） 製造業67人（31.6%）で多く発生している。（資料1：表2）*（ ）内は全業種に占める割合
- 4 年齢別では20歳代（25.9%） 60歳代以上（21.2%）で多く発生し、若年層（34.0%）及び高年齢層（21.2%）が増加している。（資料1：表3）*（ ）内は全体に占める割合
- 5 発生月別で見ると7月（44.3%）が最も多く次いで8月（28.8%）と、この期間に集中している。また、令和7年は6月が30人（+26人）と前年と比較して大幅に増加している。（資料1：表4）*（ ）内は1月～10月までの期間に占める割合）
- 6 発生時間別でみると11時台に多く発生している。また、令和7年は8時台から10時台、18時以降が大幅に増加している。（資料1：表5）
- 7 休業4日以上の熱中症による労働災害の休業見込期間の平均は、15.38日であり、前年（7.75日）の約2倍になっている。（死亡を除く。）

労働災害増加の要因等

- 1 6月(+26人)及び7月(+15人)の熱中症で治療を受けた労働者が、前年と比較して大幅に増加しているが、今年は、梅雨が短かったため、6月が最高気温(+3.1度) 平均気温(+1.2度) 真夏日の日数(+7日)と暑さが前倒しとなっている。また、前年と比較して、6・7・8月の年平均温度偏差が+2.36(前年比0.6度)となっており、全国的に厳しい暑さであったことが要因と考える。
(資料1:表1、資料2)
- 2 20歳代以下の若年層、60歳代以上の高年齢層で大幅に増加している。その原因として、若年層は経験不足などから暑さになれておらず、体調などの健康管理が不十分であったことが考えられる。

大分労働局の取組

休業4日以上の熱中症災害については、各労働基準監督署において、災害防止対策書(自社において検討した災害の原因及び対策書)を基に必要に応じて個別指導を行っている。

- 資料1 熱中症による労働災害発生状況(速報)表1~5
- 資料2 大分市の気温に関する統計情報
- 資料3 「職場における熱中症対策の強化について」(リーフレット)
- 資料4 STOP!熱中症クールワークキャンペーン(リーフレット)
- 資料5 「Cool Work OITA」ロゴマーク

資料1

大分労働局

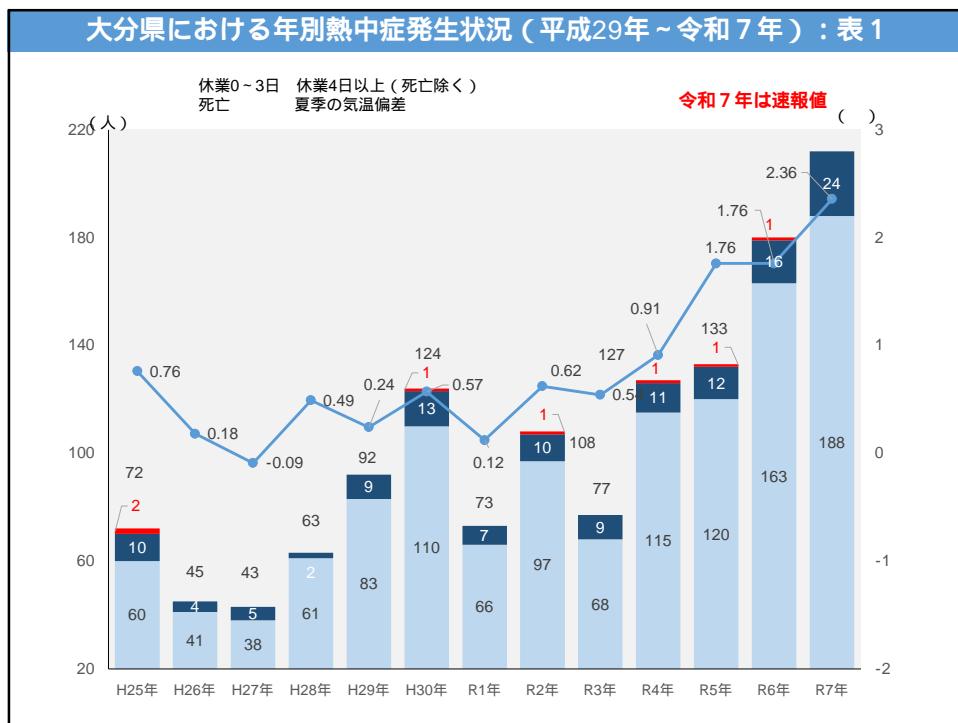
厚生労働省

熱中症による労働災害発生状況（速報）

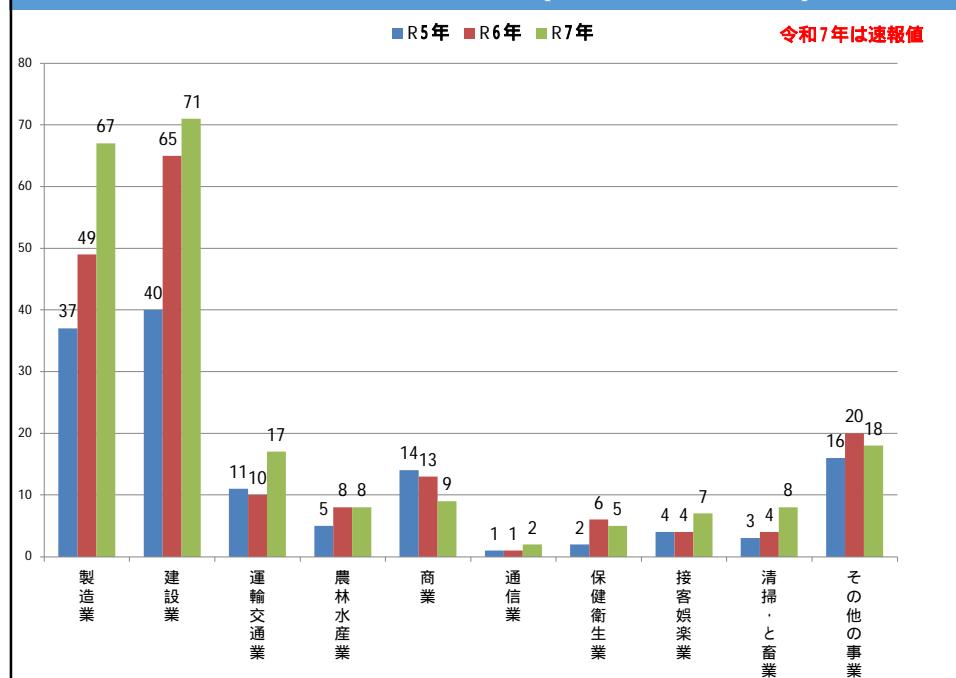
令和7年10月31日現在把握分



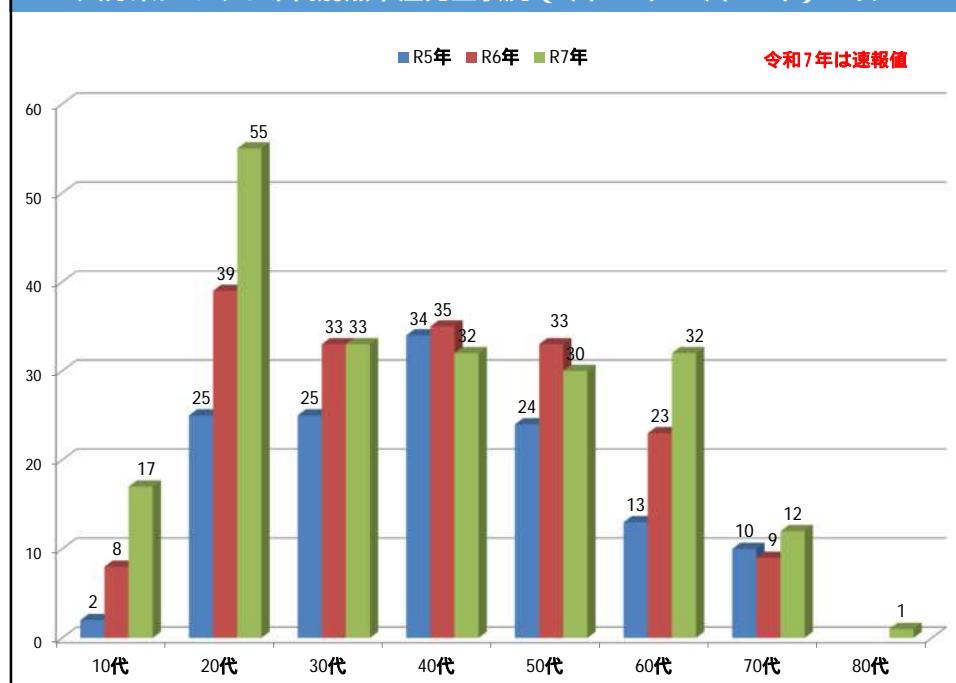
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



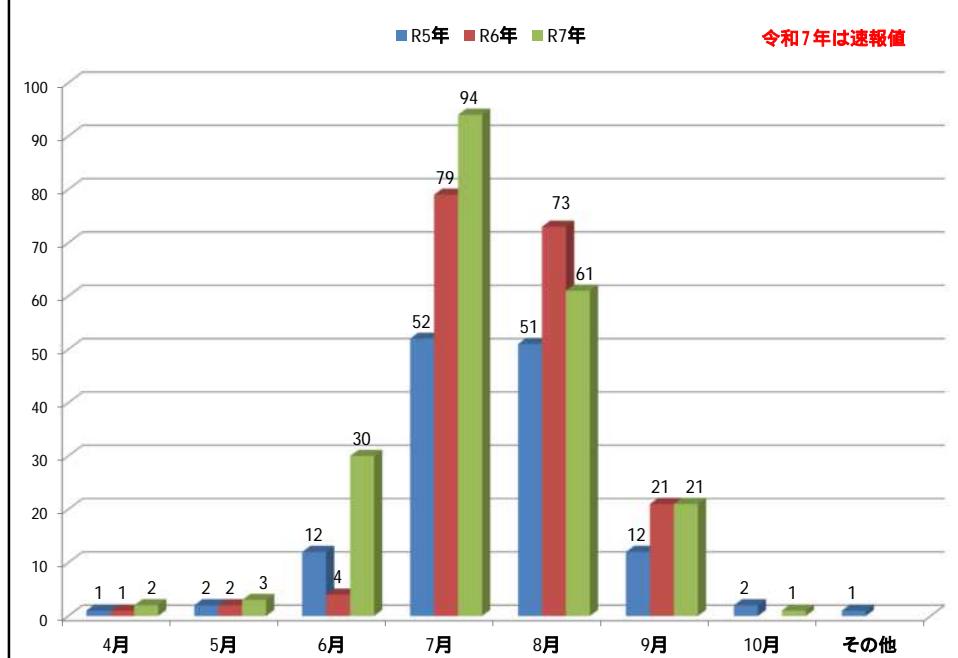
大分県における業種別熱中症発生状況（令和5年～令和7年）：表2



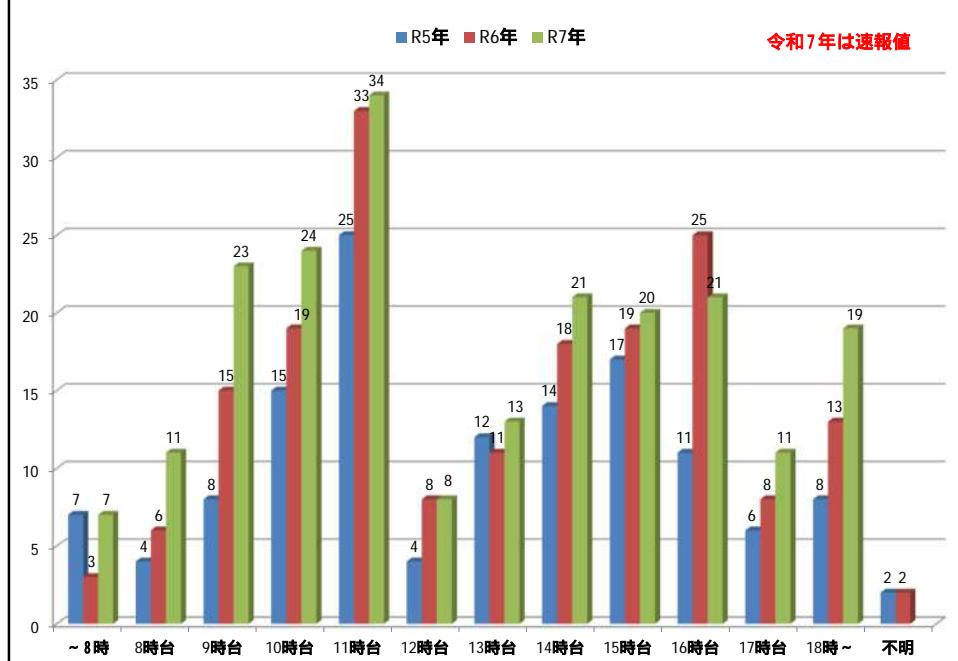
大分県における年代別熱中症発生状況（令和5年～令和7年）：表3



大分県における月別熱中症発生状況（令和5年～令和7年）：表4



大分県における発生時間別熱中症発生状況（令和5年～令和7年）：表5



大分市の気温に関する統計データ

2024年	気温(℃)	最高気温(℃)			最低気温(℃)			冬日	熱帯夜	真冬日	夏日	真夏日	猛暑日
		日平均	平均	最高	最低	平均	最高						
1月	7.8	12.2	16.9	6.2	3.6	10.5	-0.8	4	0	0	0	0	0
2月	9.3	13.1	21.6	8.2	5.8	14.6	1.0	0	0	0	0	0	0
3月	11.0	15.6	24.4	8.6	7.0	14.7	-1.4	1	0	0	0	0	0
4月	17.1	20.9	26.0	16.2	13.9	17.0	7.8	0	0	0	2	0	0
5月	19.7	24.2	29.6	18.4	15.4	20.1	9.9	0	0	0	12	0	0
6月	23.1	27.1	31.8	20.6	19.7	23.4	14.1	0	0	0	17	6	0
7月	28.9	33.4	37.4	25.9	25.5	28.8	22.2	0	19	0	6	8	17
8月	29.9	34.4	37.3	27.1	26.4	28.5	24.4	0	28	0	4	12	15
9月	27.7	32.1	35.2	27.7	24.3	27.5	20.3	0	10	0	6	23	1
10月	21.5	24.7	30.5	20.6	18.7	21.8	13.4	0	0	0	13	2	0
11月	15.7	19.3	24.8	14.4	12.3	19.7	5.4	0	0	0	0	0	0
12月	8.8	13.4	20.9	9.2	4.6	8.8	0.1	0	0	0	0	0	0

2025年	気温(℃)	最高気温(℃)			最低気温(℃)			冬日	熱帯夜	真冬日	夏日	真夏日	猛暑日
		日平均	平均	最高	最低	平均	最高						
1月	6.4	11.2	15.1	5.6	2.4	6.9	-1.9	4	0	0	0	0	0
2月	5.7	10.6	16.1	5.1	1.6	7.9	-2.8	9	0	0	0	0	0
3月	11.5	16.0	28.2	9.4	7.8	17.0	1.4	0	0	0	2	0	0
4月	15.4	20.6	26.5	11.1	10.5	16.5	3.9	0	0	0	2	0	0
5月	19.1	23.7	29.7	16.0	15.2	20.0	9.1	0	0	0	11	0	0
6月	24.3	28.3	34.9	19.9	21.1	25.4	14.3	0	3	0	8	13	0
7月	29.0	33.6	35.7	27.3	25.1	27.6	21.9	0	21	0	1	25	5
8月	28.9	33.7	37.6	27.5	25.5	27.2	24.2	0	24	0	3	19	9
9月	27.2	31.0	35.1	25.4	24.3	27.2	19.6	0	12	0	12	17	1
10月	22.2	25.6	31.7	18.0	19.1	24.2	9.8	0	0	0	12	6	0

用語の定義はすべて気象庁のものによる

気象庁「大分（大分県）2025年（月ごとの値）詳細（気温・蒸気圧・湿度）」(https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=83&block_no=47815&year=2025&month=&day=&view=a2) 及び「大分（大分県）2024年（月ごとの値）詳細（気温・蒸気圧・湿度）」(https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=83&block_no=47815&year=2024&month=&day=&view=a2) を加工して作成

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 热中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先
及び所在地等
 ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症
による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係
作業者への周知

対象となるのは

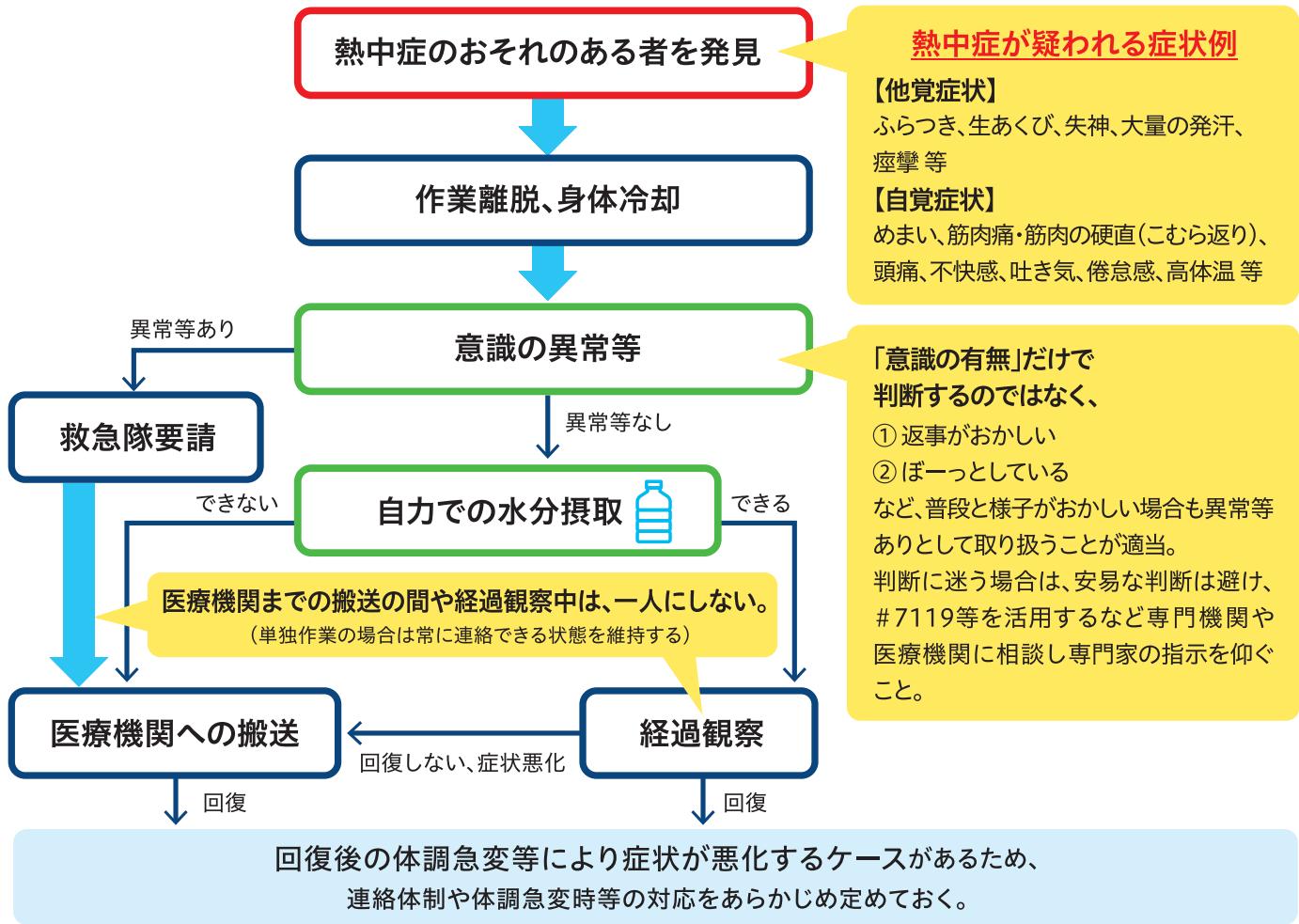
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

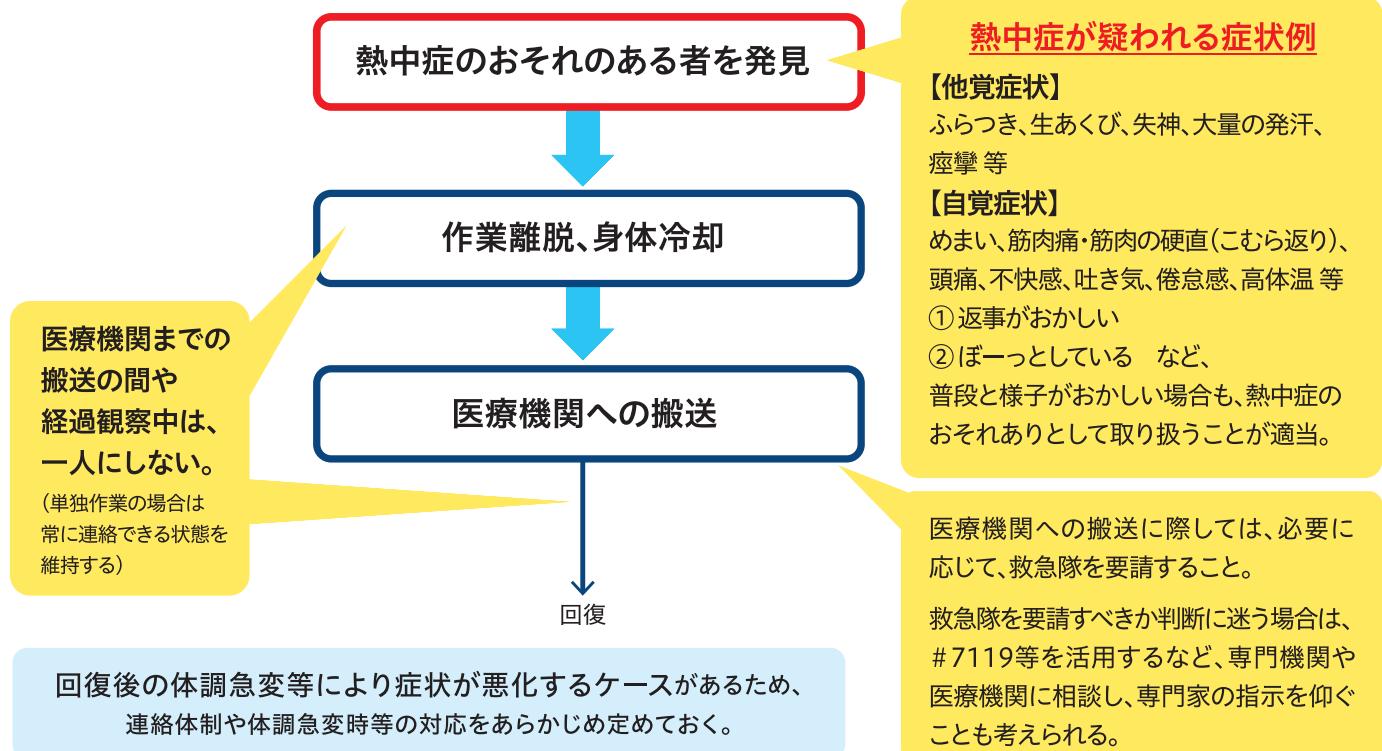
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備	重点取組				

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省

・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を隨時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整

※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の健康状態の確認

巡回を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中止等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請



「Cool Work OITA」ロゴマーク使用取扱基準

大分労働局
令和7年5月22日制定

（趣旨）

第1条 この基準は、「Cool Work OITA」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第2条 熱中症対策、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に使用する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 大分労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える又は与えるおそれのあるとき
- (5) その他その使用が著しく不適当であるとき

（違反等に対する取扱い）

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この基準に違反したときは、大分労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

附則

この基準は、令和7年5月22日より使用する。